

確定申告

2.16月 - 3.16月

※土曜日・日曜日は除く

～申告は、
正しくお早めに～

※不明な点などは、お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署
☎(0532)52局6201
▶ 税務課
☎23局3509
FAX 23局0180



所得税 (しょとくぜい)

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
国の税金です。

確定申告が必要な方

① 事業所得や不動産所得のあった方、公的年金を受給していた方、土地や建物を買った方、源泉徴収有りの特定口座以外で株式などを譲渡し、利益があった方などのうち、平成20年中の所得が所得控除の合計額を超えた方

確定申告に必要なもの

- ① 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印）
- ② 申告書
- ③ 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）
- ④ 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて）

② サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方

③ 年収2000万円以下で年末調整を受け、医療費控除や住宅借入金等特別控除（最初の年のみ）などの適用を受けようとする方

市県民税 (しけんみんぜい)

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
県と市の税金です。

市県民税の申告が必要な方

平成21年1月1日現在、田原市に

申告書は自分で記入を

申告書の記入は、むずかしいものではありません。税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からも作成できます。

⑧ 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）

⑤ 収入内訳書（営業、農業、不動産、その他の事業収入がある方のみ。平成19年分収入内訳書の控えも併せてお持ちください）

⑥ 固定資産税課税明細書（農業・営業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成20年5月に送付しています）

⑦ 医療費などの領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの（医療費控除を受ける方のみ）

住所があり、次に該当する方です。

① 事業収入・給与・年金収入などのある方

② 収入はないが、どなたの扶養にもなっていない方

③ 収入はないが、国民健康保険に加入している方

④ 収入はないが、介護保険の第1号被保険者の方（65歳以上の方）

※①～④に当てはまっても、確定申告書を提出する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

市県民税の申告

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免などが受けられなかったりするほか、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。

確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によつて異なります。どちらかで申告すれば良いか分からない方は、お気軽にお問い合わせください。

申告すると税金が戻る場合

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確